

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二広島西飛行場事務所の項を次のように改める。

広島へリポート管理事務所

所長

附 則

この人事委員会規則は、平成二十四年十一月十五日から施行する。